平成２２年（フ）第７５２号
札幌市中央区宮の森３条６丁目１番１号　第１宮の森３条ハイツ202号、住民票上の住所東京都杉並区梅里１丁目８番14―103号
破産者　柴　　由里
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第６６８号
北海道深川市緑町13番６号
破産者　浅川　邦昭
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８７号
北海道帯広市西21条南４丁目16番地18
破産者　細野　博樹
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
盛岡市西松園１丁目16番16―106号
破産者　小野塚正樹
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５５号
福島県いわき市小名浜大原字新堀７番地の４
破産者　三嶋　剛史
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１１号
群馬県沼田市久屋原町74番地
破産者　小林　昭博
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第１１４０号
神奈川県茅ヶ崎市常盤町７番19号
破産者　角田　　滋
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９号
川崎市高津区久末453番地　久末寺谷住宅１―507
破産者　前田百合子
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
川崎市高津区久末453番地　久末寺谷住宅１―507
破産者　前田　静一
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
川崎市高津区子母口324番地１　ディアコートＢ―102、開始決定時の住所川崎市高津区下野毛１丁目11番58号
破産者　若松　京子
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
川崎市宮前区平２丁目23番15―101号
破産者　斉藤豊次郎こと　姜　　渭吉
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
川崎市川崎区四谷上町５番２―203号　カパルワガーデン
破産者　高野　大輔
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
静岡市清水区船越東町289番地の５、前住所東京都品川区大崎３丁目４番11号　登喜和荘201
破産者　勝澤　慶輔
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５９７号
静岡県浜松市浜北区高畑324番地、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区上島２丁目６番７号
破産者　齋藤　尚裕
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５９８号
静岡県浜松市浜北区高畑324番地、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区上島２丁目６番７号
破産者　齋藤　和恵
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
静岡県磐田市見付1611番地19
破産者　松村　宣夫
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
香川県高松市香川町浅野3303番地１
破産者　東原　弘美
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続終結

平成２１年（フ）第９２８５号
大阪市中央区東心斎橋１丁目８番11号アルグラッドザ、タワー心斎橋2305号
破産者　株式会社Ｃ．Ｍ．ＣＯＭＰＡＮＹ
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部